

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

上場会社の企業活動は、長期かつ継続的に株主にとっての企業価値を高めることを主要な目的として行われますが、それに際しては、株主と経営者の関係の規律付けを中心とした企業活動を律する枠組み、すなわちコーポレート・ガバナンス(企業統治)を有効に機能させていくことが必要不可欠であり、そのための環境を整えることがコーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると認識しております。

当社は、上場会社におけるコーポレート・ガバナンスに求められることは、まず、株主の権利・利益を保護し、持分に応じた平等を保障すること、次に、顧客、従業員、取引先など株主以外の様々なステークホルダー(利害関係者)について権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること、そしてこれら利害関係者の権利・利益が現実には守られるために、適時適切な情報開示により企業活動の透明性を確保すること、最後に、取締役会・監査役(会)が適切に監督・監査機能を果たすことが重要と考え、これらに係る環境整備を継続的に進めることで実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに記載された各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

政策保有株式につきましては、中長期的な観点から、取引関係の構築、取引維持強化に繋がり、かつ、当社グループの事業に資する株式について新規取得または継続保有することとしております。保有株式については、毎年、取締役会において、取引先との営業取引等から得られる収益や株式から得られる配当収益と資本コスト等のバランス、その他当社の企業価値向上への貢献を総合的に勘案し、保有意義の検証しております。上記検証において、経済合理性が不十分であると判断された銘柄で、取引強化による収益の改善や、当社の企業価値向上に資すると認められない銘柄については、取引先と十分に対話をし、改善を目指します。その後、一定期間に改善が認められない場合は、売却を検討します。また、保有株式に係る議決権については、各議案ごとに当社並びに保有先の中長期的な企業価値に与える影響を検証し、適切にこれを行使することとしております。

【原則1-7】

当社は関連当事者である役員等と取引を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないように、以下の体制等を整備しております。

- ・当社グループの企業行動規範を定めるとともに、具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その中で利益相反取引や競業取引の禁止を規定しております。また、コンプライアンスの遵守状況について定期的に取締役会にて報告を受け、監視を実施しております。
- ・当社と当社取締役との間の利益相反取引および競業取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規程」において、取締役会にて承認されることの要を明示し、取締役会において、取引にかかる承認および報告をもって監視を行っております。
- ・上記の監視体制を踏まえ、関連当事者との取引について定期的に調査を実施しており、また、当社グループにおける利益相反取引、競業取引につきましては、取締役会におけるその承認の要否等につき、当社グループの役員の異動が発生する度に確認を行い監視しております。

【原則2-6】

当社は、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、「年金資産運用に関する基本方針」を定めており、年金資金の運用の目的を達成する観点から、政策的資産構成割合を策定しております。

当社は、運用受託機関の選定に際し、経営理念、運用方針、法令遵守体制等について十分審査を行い、また、運用受託機関に対して、運用実績、収益率とベンチマーク等の定量評価、投資方針、リスク管理、運用能力等の定性評価を行います。さらに、年金資産の運用状況について、定期的にモニタリングし、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合の見直しを行います。

【原則3-1(i)】

当社は、「豊かな未来へ繋がる価値ある金融サービスの提供を通じて、広く社会に貢献する企業グループを目指す」ことを企業理念としております。

2019年度から開始した第6次中期経営計画(2019年度~2023年度)では、お客様のビジネスモデル高度化への対応(新ビジネス戦略)や社会構造・産業構造の変化を捉えた注力分野への取り組みと、2019年3月にそれぞれ実施した株式会社みずほ銀行、並びに丸紅株式会社との提携を通じた戦略的な取り組みを融和させ、さらなる成長を目指してまいります。また、拡大するビジネスフィールドを活かし、注力分野横断的な取り組み等により、これまで以上のスケールでお客様とともに社会の発展・豊かな未来の実現に貢献してまいります。

さらに、国内外のビジネスフィールド拡大に対応するため、「グループガバナンスの強化」「業務生産性向上」「人材戦略」「リスクリターン運営」を軸に経営基盤の強化にも引き続き取り組んでまいります。

最終年度(2023年度)の連結の数値目標として以下の3項目を設定しております。

「親会社株主に帰属する当期純利益300億円」、「グローバル分野の営業資産残高 2019年度3月末比3倍」、「配当性向25%以上を目指す」

【原則3-1(ii)】

上場会社の企業活動は、長期かつ継続的に株主にとっての企業価値を高めることを主要な目的として行われますが、それに際しては、株主と経営者の関係の規律付けを中心とした企業活動を律する枠組み、すなわちコーポレート・ガバナンス(企業統治)を有効に機能させていくことが必要不可欠であり、そのための環境を整えることがコーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると認識しております。

当社は、上場会社におけるコーポレート・ガバナンスに求められることは、まず、株主の権利・利益を保護し、持分に応じた平等を保障すること、次

に、顧客、従業員、取引先など株主以外の様々なステークホルダー（利害関係者）について権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること、そしてこれら利害関係者の権利・利益が現実には守られるために、適時適切な情報開示により企業活動の透明性を確保すること、最後に、取締役会・監査役（会）が適切に監督・監査機能を果たすことが重要と考え、これらに係る環境整備を継続的に進めることで実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に取り組んでおります。

【原則3 - 1 (iii)】

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役全員の報酬総額に上限を定めております。社外取締役を除く取締役の報酬については、職位・職責に応じた業績連動型報酬とし、また、社外取締役の報酬については、職責に応じた月額確定報酬としております。また、当社は、2018年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員（報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、ひいては、株式価値を高める意識を株主の皆様と共有することを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。取締役の報酬を決定するに当たっての手続については、2019年4月に設置した独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会において、役員報酬の方針、算定方法等について審議を経て、株主総会や取締役会で決定します。

【原則3 - 1 (iv)】

取締役・監査役候補の指名およびCEO以下の経営陣幹部の選任については、当社の経営方針や経営戦略を踏まえた上で、豊富な知識と経験、高い見識と優れた人格、的確で客観的な判断力を有する人材を取締役・監査役候補者および経営陣幹部を選任します。選任に当たっては、2019年4月に設置した独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会（本委員会）における審議を経て、取締役会で決定します。CEO以下の経営陣幹部の解任に当たっては、会社業績や中期的な経営計画の遂行状況等の評価を踏まえ、経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合において、本委員会における審議を経た上で、総合的に判断し、取締役会で決定します。

【原則3 - 1 (v)】

取締役・監査役候補の指名理由につきましては、「株主総会招集ご通知」で開示いたします。CEO以下の経営陣幹部の選解任については、適宜適切に開示いたします。また、社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、本報告【取締役関係】 - 「会社との関係(2)」並びに【監査役関係】 - 「会社との関係(2)」に開示していますので、併せてご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令上の取締役会専権事項の決定と取締役の職務の執行の監督を主たる役割としております。法令上の専権事項以外の事項につきましては、迅速かつ効率的に業務を執行するため執行役員制度を採用し、CEO以下に業務執行権限を委譲しております。

【原則4 - 8】

当社は、企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役5名を選任しており、客観的な視点から経営全般に的確な助言をいただいております。当社は、取締役の社内外構成比に基準は設けておりません。多様な経験・見識を有する社外取締役を選任することが取締役会における議論を活性化させ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものだと考えております。

【原則4 - 9】

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者を含む）が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社を主要な取引先とする者、又はその者が法人等（法人以外の団体を含む、以下同じ）である場合は、その業務執行者
2. 当社の主要な取引先である者、又はその者が法人等である場合は、その業務執行者
3. 当社から多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（これらが法人等である場合、所属する者）
4. 1から3のいずれかに該当する者の近親者
5. 当社の子会社の業務執行者の近親者
6. 最近において1から5のいずれかに該当していた者およびその近親者
7. 最近において当社の業務執行者に該当していた者の近親者
8. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、幅広い知識と経験に基づく多様な視点を持ったメンバーにより構成し、活発な議論と審議を経て経営の重要な意思決定が迅速に行えるよう定款の定める範囲内において適切な員数を確保しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の取締役・監査役の兼任状況については、その役割・職務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保することが可能な合理的な範囲内にあり、具体的な兼任状況については有価証券報告書の【役員の状況】にて毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、新たに、取締役・監査役に対し、評価機関を通じ、以下の項目についてアンケートを実施し、分析・評価いたしました。

取締役会の役割・機能、取締役会の構成・規模、取締役会の運営、監査機関との連携、経営陣とのコミュニケーション、株主・投資家との関係

アンケートの結果を基にした評価機関による2018年度の実効性の評価・分析は以下のとおりでした。

1. 「戦略推進の議論を実施する場」として取締役会の運営が議案設定も含めてなされている。
 2. 取締役会ではオープンで活発な議論運営がなされている。
 3. 取締役会に係る情報提供の方法等については更なる改善が期待される。
- これらの分析・評価を踏まえ、課題とされた点については改善に取り組み、更なる取締役会の実効性及び機能の向上に努めてまいります。なお、2019年度分の評価につきましては、コロナウィルス感染の影響も勘案して、今年度下期に実施の上、分析結果を公表いたします。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役・監査役が、その役割及び職責を果たすうえで必要とする事業・財務・組織等に関する知識・情報を取得または更新できるよう、外部のセミナー等も含め必要な機会を提供し、その費用の支援を行います。また、新任の社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループへの理解を深めることを目的に、当社グループの沿革、事業概要、経営戦略、組織体制等に関する情報提供を行います。

【原則5 - 1】

株主との対話を含めた情報開示については、株主をはじめとするステークホルダーの皆様権利・利益を守るため、広く情報公開に努め、適時適

切で公平な情報開示を行い、企業活動の透明性を確保することを基本方針としております。この方針のもと、株主との対話を含めた情報開示の充実を図るため、対外的な情報発信の窓口としてコーポレートコミュニケーション室を設置し、同室を中心に他の管理部門や営業統括部門との連携が適宜行えるよう体制を整備しております。株主との積極的な対話は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで必要不可欠であるという考えのもと、代表取締役社長が説明者となり、通期および第2四半期の決算説明会に加え、個人投資家のみなさま向けの説明会を開催しております。また、国内外の機関投資家との個別ミーティングにつきましては、代表取締役社長、もしくはIR担当役員が実施しております。こうした対話で寄せられた国内外の投資家からの意見や当社グループに対する評価については、取締役会はもとより、役員及び部店長、グループ会社社長が一堂に会する定例会議において、IR担当役員が適宜報告を行っております。インサイダー情報については、内規である「情報開示規程」にて、四半期決算日から当該四半期決算発表日までを沈黙期間と定め、当該四半期決算に関連するコメントや回答を禁じるなど、管理体制を整備しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社みずほ銀行 | 11,283,600 | 23.03 |
| 第一生命保険株式会社 | 2,930,000 | 5.98 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,059,100 | 4.20 |
| 日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,750,000 | 3.57 |
| ユニゾホールディングス株式会社 | 1,546,000 | 3.15 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,251,700 | 2.55 |
| DOWAホールディングス株式会社 | 1,120,000 | 2.29 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,098,800 | 2.24 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口) | 900,000 | 1.84 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 843,200 | 1.72 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | その他金融業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--------------------------------------------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 更新 | 社外取締役 |
| 取締役の人数 | 11名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 7名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 5名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小峰 隆夫 | 学者 | | | | | | | | | | | |
| 根岸 修史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 萩平 博文 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 鷺谷 万里 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 安部 大作 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 宮口 丈人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 河村 肇 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

| | | | |
|-------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小峰 隆夫 | | | 経済政策分野や専門学術分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。また、同氏は当社株式を所有しておりますが、当社グループ並びに当社グループの役員との間に特別な利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行していただけるものと判断しております。 |
| 根岸 修史 | | | 製造業における企業経営と深い見識等を当社の経営に反映していただき、新しい視点から当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。また、当社グループ並びにグループの役員との間に利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行していただけるものと判断しております。 |
| 萩平 博文 | | | 経済・産業・通商政策分野における豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映していただき、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。また、当社グループ並びにグループの役員との間に利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行していただけるものと判断しております。 |
| 鷺谷 万里 | | | システム関連、IT関連企業における幅広い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただき、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。また、当社グループ並びにグループの役員との間に利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行していただけるものと判断しております。 |
| 安部 大作 | | 安部大作氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、同社の企業グループに属する株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）、及び、株式会社みずほ銀行の出身者であります。当社グループと株式会社みずほフィナンシャルグループの企業グループとの間には資金の借入やリース等の取引がありますが、これらの取引は市場金利等の状況を考慮し一般の取引条件と同様に決定しております。 | 金融業務全般に深い知見を備えていることに加え、企業経営の経験も豊富であり、これらの知見や経験を当社の経営に反映していただき、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと判断しております。 |
| 宮口 丈人 | | 宮口丈人氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、同社の企業グループに属する株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）、及び、株式会社みずほ銀行の出身者であります。当社グループと株式会社みずほフィナンシャルグループの企業グループとの間には資金の借入やリース等の取引がありますが、これらの取引は市場金利等の状況を考慮し一般の取引条件と同様に決定しております。 | 当社において監査役として取締役の職務執行状況の監督を経験、また金融機関の海外拠点経験者として多様性を踏まえたマネジメント経験を有すると共に、当社業務並びに取締役会運営への深い知見や内部統制に関する高い問題意識を有しております。当社の経営監督機能の強化、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。 |
| 河村 肇 | | 河村肇氏は、丸紅株式会社の専務執行役員であります。当社グループと丸紅株式会社の企業グループとの間にはリース等の取引がありますが、取引額は当社売上高の1%未満であり、また、これらの取引は市場金利等の状況を考慮し一般の取引条件と同様に決定しております。 | 総合商社における、海外、財務等の業務に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営の経験も豊富であります。これらの見識と経験を当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待しております。当社グループ並びにグループの役員との間に利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行していただけるものと期待しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

| 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他(名) | 委員長(議 長) |
|--------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------------|
|--------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------------|

| | | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船木 信克 | 船木信克氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、同社の企業グループに属する株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)、及び、みずほ証券株式会社の出身者であります。当社グループと株式会社みずほフィナンシャルグループの企業グループとの間には資金の借入やリース等の取引がありますが、これらの取引は市場金利等の状況を考慮し一般の取引条件と同様に決定しております。 | 金融機関における深い見識を備えていることに加え、監査業務の経験も豊富であり、これらの見識、経験等を当社の監査業務に活かしていただくと共に、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上に貢献していただけるものと判断しております。また、当社グループ並びにグループの役員の間には利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行いただけるものと判断しております |
| 山田 達也 | 山田達也氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、同社の企業グループに属する株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)、及び、みずほ証券株式会社の出身者であります。当社グループと株式会社みずほフィナンシャルグループの企業グループとの間には資金の借入やリース等の取引がありますが、これらの取引は市場金利等の状況を考慮し一般の取引条件と同様に決定しております。 | 金融機関における豊富な主計・財務・IT業務経験に基づく高い見識を有していることに加え、事業会社でのトップマネジメント経験を有しており、資本市場に対する知識も豊富です。これらの見識、経験等を当社の取扱商品の高度化、専門化の進展に対応して監査業務に活かして頂くとともに、コーポレート・ガバナンス水準維持・向上に貢献いただけるものと期待しております。また、当社グループ並びにグループの役員の間には利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行いただけるものと期待しております |
| 高橋 真一 | | 弁護士としての豊富な経験と高い専門性を当社の監査業務に活かしていただくと共に、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上に貢献していただけるものと判断しております。また、当社グループ並びにグループの役員の間には利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行いただけるものと判断しております。 |
| 野口 亨 | 野口亨氏は、資産管理サービス信託銀行株式会社の代表取締役副社長であり、また、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)、DIAMアセットマネジメント株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)、アセットマネジメントOne株式会社の出身者であります。当社グループとアセットマネジメントOne株式会社との間には、リース等の取引がありますが、市場金利等の状況を考慮し、一般の取引条件と同様に決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。 | 金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かして頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上に貢献していただけるものと判断しております。また、当社グループ並びにグループの役員の間には利害関係はなく、独立した立場から中立・公正に職務を遂行いただけるものと判断しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

9名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役の報酬については、職位・職責に応じた業績連動型報酬(月額確定報酬と中長期的な業績への貢献を加味した業績評価に基づく業績連動報酬の組合せ)とし、社外取締役については、職責に応じた月額確定報酬としております。

また、当社は、2018年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(取締役会長及び社外取締役を除く)及び取締役を兼務しない執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、ひいては、株式価値を高める意識を株主の皆様と共有することを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(本信託)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社外を除く取締役、監査役並びに社外役員の別に各々の総額を開示しております。
 社外を除く取締役(8名)に支払った報酬(注1) 298百万円
 社外を除く監査役に支払った報酬 - 百万円
 社外役員(13名)に支払った報酬(注2) 105百万円
 (注1)2019年度末日までに退任した取締役(社外取締役を除く)3名を含んでおります。
 (注2)2019年度末日までに退任した社外役員4名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役全員の報酬総額に上限を定めております。社外取締役を除く取締役の報酬については、職位・職責に応じた業績連動型報酬(月額確定報酬と中長期的な業績への貢献を加味した業績評価に基づく業績連動報酬の組合せ)とし、社外取締役については、職責に応じた月額確定報酬としております。各取締役の報酬額は、取締役会で決議された方法により決定しております。

また、当社は、2018年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(取締役会長及び社外取締役を除く)及び取締役を兼務しない執行役員報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、ひいては、株式価値を高める意識を株主の皆様と共有することを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(本信託)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の議論活性化のため、取締役会開催に際し、必要に応じて議案の事前説明などを実施することにより、適切な職務執行をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの構築及び体制は以下のとおりであります。

< 取締役会及び執行役員 >

取締役会は、取締役11名(うち社外取締役7名)で構成されております。当社は、取締役会の構成を社外取締役7名とすることで取締役会の監督機能と意思決定の適正の確保を図っております。取締役会は、経営戦略に係る議論、法令・定款及び取締役会規程に定められた事項の決議並びに業務の執行報告を行っております。

また、取締役会の決定に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を採用し、社長以下に業務執行権限を委譲しております。

< 監査役会 >

監査役会は、4名(全員社外監査役)で構成され、取締役会その他における取締役の意思決定及び業務執行全般にわたり、取締役の忠実義務・善管注意義務等の法的義務の履行状況及び業務の適正な執行等を監査しております。

監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役会など重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的に会合し監査上の重要課題について意見を交換しております。また、効率的な監査を実施するため内部監査部門である業務監査部と緊密な連携を保ち、監査の計画と結果について定期的に報告を受けております。さらに、監査役(会)は、会計監査人と定期的な会合をもつなど緊密な連携を保ち、会計監査人の監査活動の報告を聴取するとともに情報交換を図ることで、監査の効率と質の向上に努めております。

常勤社外監査役船木信克氏及び常勤社外監査役山田達也氏、並びに社外監査役野口亨氏は、長年にわたり金融業務に従事しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。また、社外監査役高橋真一氏は、弁護士であり法務に関する知識を有しております。

< 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要 >

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び非常勤の社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する旨の契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は非常勤の社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

< 任意の指名・報酬委員会 >

任意の指名・報酬委員会は、取締役6名(うち独立性を有した社外取締役5名)で構成されております。本委員会では、取締役・監査役の選解任、経営陣幹部の選解任、及び報酬に関する事項を審議し、取締役会に上程しており、取締役会における意思決定プロセスの透明性及び客観性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図っております。

< 経営会議 >

経営会議は、取締役4名及び執行役員4名の8名で構成され、業務執行に関する重要な事項の審議及び決議を行っております。経営会議は、迅速で適切な組織的意思決定を行える体制を確保すべく設置した、執行サイドの最高意思決定機関であります。また、経営会議の下に機能毎の各政策委員会・協議会を設置しております。

< 内部監査 >

社長直轄の業務監査部(13名)を設置し、業務執行の適切性及び効率性、コンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、業務改善に資するよう、具体的な助言勧告、提案を行っております。また、監査役(会)及び会計監査人と必要な関係をとっております。監査結果は定期的に取締役会に報告され、経営として、各種リスク回避に必要な体制・組織・規則等の改善の要否を判断しております。

< 会計監査 >

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査が実施されており、監査役(会)が同法人の監査の方法及び結果の相当性を評価しております。当期の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等につきましては次の通りであります。また、監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき公認会計士等から構成されております。

[業務を執行した公認会計士の氏名(所属する監査法人名)]

指定有限責任社員 業務執行社員 青木 裕晃(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 業務執行社員 野根 俊和(有限責任監査法人トーマツ)

< コンプライアンス体制 >

コンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス統括責任者(CCO)」及び「コンプライアンス統括室」を設置しております。コンプライアンス統括室の指示に従い各部署の長がコンプライアンス責任者としてチェックを行うとともに、内部監査部門である業務監査部が二次チェックを行っております。また、コンプライアンス統括室は各部署から報告を受けた事項について、都度その内容をCCO及び監査役に報告し意見交換を実施する等必要な関係をとるとともに、コンプライアンスの状況を定期的に取締役会に報告しております。

< その他 >

コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、社内の法務チェックに加え、必要に応じ法律事務所等の外部専門家よりアドバイスまたは重要事項については意見書を徴し、法務面でのチェック及びリスク回避のための対応を確保・強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会においては、十分な数を社外取締役にすることにより、多様な観点から業務執行の状況を監督することに加え、監査役会においては、会計監査人や内部監査部門と密接に連携しつつ、常勤の社外監査役が日常的に取締役等の職務の遂行状況を監査することにより、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を実現することが可能と考え、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2020年6月3日(法定期日は6月8日)に招集通知を発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 2020年6月24日に定時株主総会を開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 電磁的方法(インターネット)による議決権行使を採用しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 国内外の機関投資家が円滑に議決権行使できるよう、議決権電子行使プラットフォームを採用しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 東京証券取引所ウェブサイト及び当社ウェブサイトに英語版の招集通知(要約)を掲載しております。 |
| その他 | 招集通知の発送に先駆け、2020年6月1日に東京証券取引所ウェブサイト並びに当社ウェブサイトに招集通知電子データを掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を守るためにも、広く情報公開に努め、適時適切で公平な情報開示を行い、企業活動の透明性を確保していくことは経営における重要な課題であると認識し、積極かつ適正・迅速な情報開示に向けた体制を整備しています。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 事業内容、経営戦略、業績等について、年1回程度、個人投資家向けに説明会を開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 半期に1回(通期、第2四半期の決算発表後)、事業内容、経営戦略、業績等について、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 欧州、米国等の投資家を毎年訪問し、事業内容、経営戦略、業績等について個別ミーティングを実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページにおいて、決算情報等の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明会資料、統合報告書等の情報を掲載しております。 アナリスト・機関投資家向けの説明会については、音声配信を行っております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | ・担当部署:経営企画部コーポレートコミュニケーション室 ・IR担当役員:代表取締役専務 丸山伸一郎 ・IR事務連絡責任者:執行役員経営企画部長 高橋 利之 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「みずほリースグループの企業行動規範」を制定し、コンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、同行動規範において、株主、顧客、従業員、取引先などの様々なステークホルダー(利害関係者)の立場の尊重等に関する基本方針及び基本姿勢を定め、遵守の徹底を図っております。 |

| | |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p> | <p>当社グループは「お客様」「環境社会」「株主投資家の皆さま」「社員」の各ステークホルダーの信頼と期待に応えるために企業の社会的責任(CSR)をはじめとし、ステークホルダーの皆様と共有できる価値を創造していくとともに、コンプライアンスや内部統制等の「規律」を徹底することを通じて、社会の持続的発展に貢献していくために様々な取り組みを行っております。具体的には、社員のワークライフバランスの充実に向けた取り組みやISO14001に基づく環境活動などがあり、これらの取組状況については統合報告書に記載しております。</p> |
| <p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p> | <p>当社は、「情報開示規程」に基づき、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益のために、適時適切で公平な情報開示を行い、企業活動の透明性を確保しております。</p> |
| <p>その他</p> | <p>当社は、女性の役員もしくは管理職への登用は、マネジメントに多様性をもたらし、こうした役職員がロールモデルとなることが女性の更なる活躍に繋がるものと考えております。また、このような意識を全社に浸透させることが、ダイバーシティ経営を強力に進めるうえで重要と認識しております。女性活躍にとどまらず、性別や国籍、年齢などに捉われない多様な人材の活躍を組織的に推進しダイバーシティ文化を確立すべく、人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置し、様々な視点や価値観を尊重し、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し協働していける体制づくりや社内の意識改革に取り組んでおります。</p> |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況 >

当社は、業務の適正な執行を確保するための体制を整備し、これを有効かつ適切に運用していくことが、経営の重要な責務であると認識しております。

こうした認識に基づき、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項並びに会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項の規定に従って、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」(以下、「本方針」といいます。)を定めております。

また、今後とも、内外の環境変化に即し、内部統制システムとして一層適切なものとなるよう充実を図ってまいります。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び社員等が法令及び定款に適合し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な職務の執行を行うため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス統括責任者(CCO)」及び「コンプライアンス統括室」を設置して、コンプライアンス体制を整備している。

具体的には、以下の諸施策を講ずることにより、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

「みずほリースグループの企業行動規範」を定めるとともに、具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、遵守の徹底を図る。この「みずほリースグループの企業行動規範」には反社会的勢力の排除に向けた対応を規定する。

毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、それに即した教育・研修等を通じて、コンプライアンス態勢の浸透を図る。

社長直轄の業務監査部が、内部監査の実施を通じて、コンプライアンスの状況を調査・検証し、その報告に基づいて、所要の措置をとる仕組みを構築する。

社内通報制度として、コンプライアンス等に係る相談・報告窓口を設置するとともに、当該制度の実効性を確保するため、「内部通報者保護規程」を制定する。

また当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び企業の社会的責任(CSR)経営の組織的・継続的取り組みを推進する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び社員等の職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。)その他の重要な情報について、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「記録管理規程」に基づき、保存年限を各別に定め、適切に保存しかつ管理する。

株主総会議事録と関連資料

取締役会議事録と関連資料

取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料

取締役を決議者とする決議書類及び付属書類

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的な視点からリスク管理を統括する「リスク管理統括責任者(CRO)」のもとで、経営に重大な影響を及ぼす虞のある様々なリスクについて、「リスク管理委員会」において状況把握及び評価・モニタリングを行う。

当社は、「総合リスク管理規程」において、管理すべきリスクを定量リスク(フィナンシャルリスク)と定性リスク(オペレーショナルリスク)に分ける。定量リスクは、信用リスク・市場リスク・価格変動リスクに区分し、定性リスクは、事務リスク、システムリスク、人的・災害リスク、コンプライアンスリスク等に区分する。

信用リスクについては、取引先信用格付制度を基礎に、案件審査のほか、期中においても、厳格な資産査定を行い、所要の償却・引当を実施するなど、信用リスクを適切にコントロールするとともに、資産の健全性の確保に努める。

市場リスクについては、「PM・ALM委員会」において、市場の動向や資産・負債の対応状況等を総合的に判断のうえ、リスクを適切にコントロールする。

価格変動リスクについては、各対象マーケットの価格動向を定期的にモニタリングし、管理を行う。

事務リスクについては、ISO9001の認証を継続するとともに、「品質マニュアル」を定め、事務の正確性、迅速性等の事務品質の維持・向上に努める。

ITシステム等に係るリスクについては、情報セキュリティポリシーを明確化した「情報管理規程」を基礎とした管理体系を構築し、「ITシステムセキュリティ管理規程」、「ITシステム運用管理規程」を定めることにより、その信頼性・安全性を確保する。また、障害時においては、「ITシステム等の障害時における事務対策要綱」に基づき、適切な対応を行う。

人的・災害等に係るリスクについては、「災害対策要綱」、「緊急対策要綱」等を定め、当社グループにおける人命の安全と事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、非常事態発生時には迅速かつ適切に対応する。

コンプライアンスリスクについては、「コンプライアンス規程」等の定めにより、コンプライアンス体制の整備・強化を継続する。

その他のリスクについては、「総合リスク管理規程」等の定めに基づいて、適切に状況把握及び対応を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の遂行を効率化するため、監督(取締役会)と執行(経営会議等)の役割を明確化する。

取締役会の役割について、重心を監督機能と戦略的議論を行う場とする。執行については、執行役員制度を採用し、各々の業務執行においては、決議者を定め責任の明確化を図る。また、決議者の判断支援と相互牽制を確保するため、経営会議・各政策委員会を設置し、その運営により、迅速で適切な組織的意思決定を行える体制を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ会社経営管理規程」を制定する。

各グループ会社の機能毎の指導・支援・管理は、当社の機能部門が各グループ会社の同一機能部門と連携して行い、経営企画部を責任部門として、適切な統括管理を実施する。

当社の主要なグループ会社については、「本方針」に従い、各社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これを遵守させるものとする。

主要なグループ会社に対しては、当社業務監査部が定期的に内部監査を実施するほか、当社監査役の求めにより、当社及び主要なグループ会社の監査役連絡会(グループ監査役連絡会)に対する必要な情報の提供等を通じて、当社グループの業務の適正を確保する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する適切な人材を配置する。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する社員等について、職務執行の適切性を確保するため、その人事考課、異動等は監査役の意見を徴し、これを尊重する。

8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役の職務の適切な執行のため、定期的開催される取締役会等の重要な会議において随時業務の執行状況及び結果について報告を行うほか、当社及びグループ会社の取締役が主催するその他の重要な会議については、議事の経過及び結果を適宜報告する。
社内通報制度として、監査役へのホットラインを設置する。
監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の職務の適切な執行のため、監査役と業務監査部等との関係が適切に行えるよう協力する。また、監査役と主要なグループ会社の取締役等との意思疎通、情報交換が適切に行えるよう協力する。
当社は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、法律事務所、監査法人等の外部専門家との関係を図れる環境を整備する。
監査役は、取締役と監査実施状況についての意思疎通を図るため、定期的な会合を設ける。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査役の請求等に従い処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会的責任を強く意識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決することを「みずほリースグループの企業行動規範」に定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者を配置するとともに、反社会的勢力に関する情報を一元的に把握する体制を整えております。
- (2) 社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会からの定期的な情報提供等により、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しております。
- (3) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合の具体的な対応マニュアルを整備するとともに、コンプライアンス研修を適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた体制の構築を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現状、当社では買収防衛策を導入しておりません。

今後も導入する予定はございませんが、仮に導入する場合には、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主の皆様に対して十分な説明を行ったうえで株主総会に議案を付議いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程(以下、上場規程といいます。)」を遵守すべく、以下の社内体制により、投資家への会社情報の適時適切な提供に努めております。

また、今後も、随時、社内体制の更なる充実を目指してまいります。

当社グループは、金融商品取引法及び会社法等に基づく法的開示義務並びに上場規程に基づく開示義務に常に留意し業務を遂行するとともに、「当社グループの決定事実、決算情報、発生事実等の会社情報(以下、会社情報といいます。)」の適時適切な情報開示を行っていくことを目的に、社内体制・具体的手順等を定めた社内規程(情報開示規程)を制定しております。

1. 適時開示の担当部署

情報開示規程に基づき、当社経営企画部が情報取扱責任部として以下の業務を担当します。

- ・当社グループの会社情報の収集、一元的な把握・管理
- ・当該会社情報に係る上場規程等に基づく適時開示要否の判定
- ・TDnet、資料投函等による適時開示の実施(情報取扱責任者:当社経営企画部担当役員)

2. 適時開示に至るフロー

当社各部店及び子会社は、把握する会社情報が上場規程等に定める開示義務に該当する場合、又は、該当しないことが明らかでない場合において、速やかに当該会社情報を経営企画部に連絡します。

また、決定事実、決算情報に関しては、取締役会等意思決定機関での決定後、速やかに経営企画部に対して当該事実・情報が伝達されます。

当該連絡を受け、経営企画部は上場規程等に基づく適時開示要否の判定を行います。

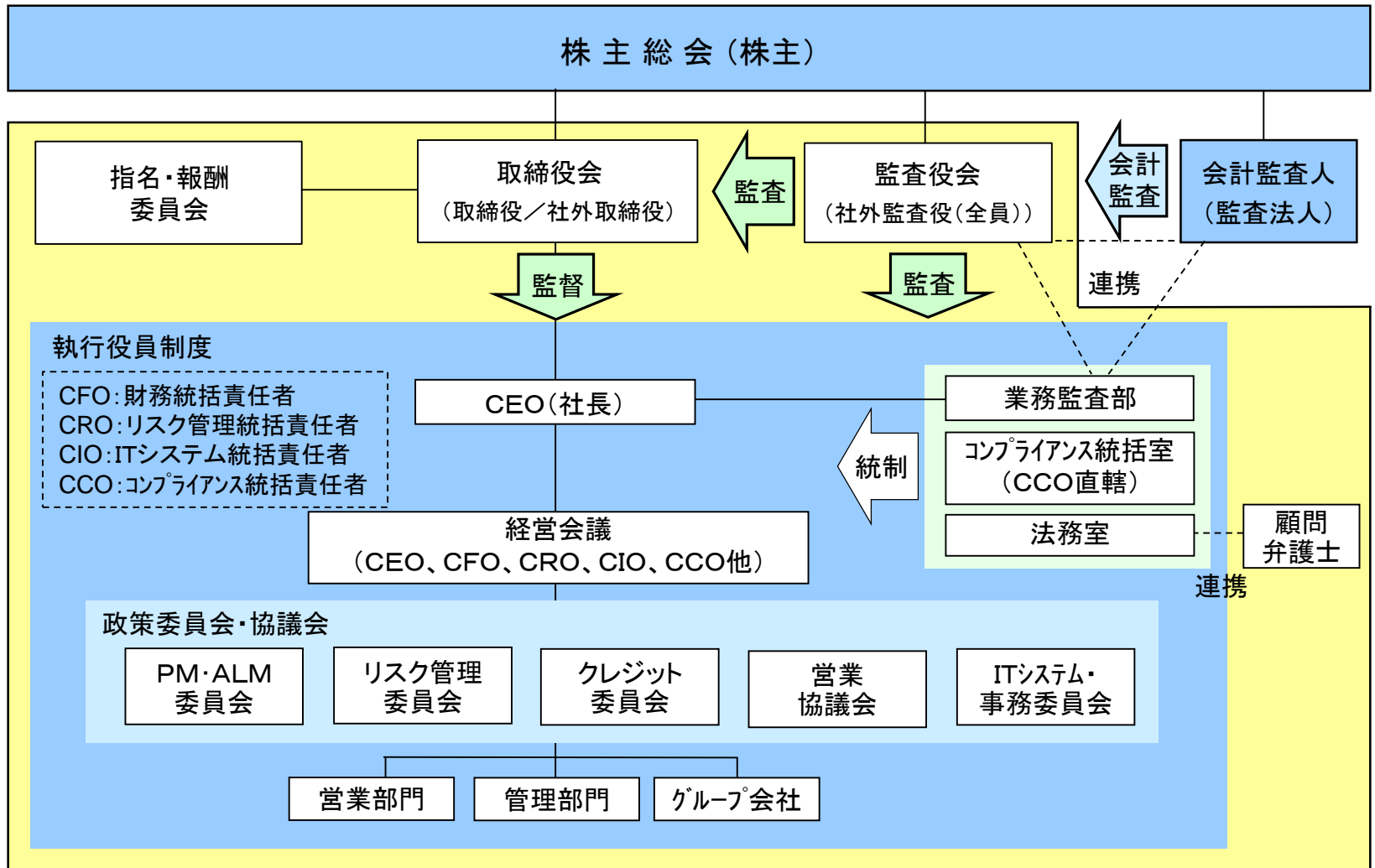
また、適切性確保等の観点から、開示要否の判定内容につき、管理部法務室による検証を行うとともに、必要に応じて関係各部による検証を実施します。

3. 適時開示の実施

当該判定の結果、適時開示が必要な場合には、経営企画部は取締役会等に対して開示内容等につき報告を行うとともに、決定事実及び決算情報については取締役会等意思決定機関での承認後遅延なく、発生事実については発生後遅滞なく適時開示を行います。

また、適時開示義務のない会社情報であっても投資家の投資判断を左右すると当社が判断した場合、または当社を理解していただく等投資判断に資する会社情報につきましても、積極的に開示していく所存であります。

<コーポレート・ガバナンスの枠組図>



【当社グループにおける「会社情報の適時開示」体制概要図】

